

藤枝市 週休 2 日推進工事（建築工事）積算要領

（目的）

第 1 条 この要領は、藤枝市週休 2 日推進工事（建築工事）実施要領（令和 5 年 6 月 20 日藤枝市通達第 3 号）第 4 条を適用する工事において、積算を行うために必要な事項を定め、建築工事における週休 2 日の推進に向けた適切な積算を行うことを目的とする。

（工事費の積算、変更方法等）

第 2 条 工事費の積算は、次の各号のとおりとする。

- (1) 発注者指定型による工事においては、当初の工事費は、月単位の週休 2 日を前提に労務費を補正して算出する。

ただし、現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、月単位の週休 2 日に満たない場合は、通期の週休 2 日の労務費補正に変更し、通期の週休 2 日に満たない場合は補正係数を除き、工事費を算出し、契約約款第 24 条の規定に基づき請負代金額を減額変更する。

- (2) 受注者希望型による工事においては、当初の工事費は、原則、月単位の週休 2 日を前提に労務費補正して算出する。

ただし、現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、その状況に応じた労務費を補正して工事費を算出し、契約約款第 24 条の規定に基づき請負代金額を変更する。

ただし、対象期間開始前に月単位の週休 2 日に取り組むことについて協議が整わなかった場合（受注者が月単位の週休 2 日の取り組みを希望しない場合も含む）は、変更契約時に合わせて通期の週休 2 日の労務費補正に変更するものとする。なお、現場閉所（現場休息）の達成状況を確認した結果、通期の週休 2 日に満たない場合は、補正係数を除き、請負代金額のうち労務費補正分の差額を減額変更する。

（単価の補正方法等）

第 3 条 工事費の積算に用いる単価の補正方法等については、静岡県週休 2 日推進工事（建築工事）積算要領に準じる。

附 則

この要領は、令和 5 年 6 月 2 0 日以降に設計積算するものに適用する。

附 則

この要領は、通達の日から施行し、令和 6 年 1 0 月 1 日から適用する。